京都府	与謝	福知山市
大阪府		与謝野町（旧与謝郡加悦町の区域に限る。）
兵庫県		河内長野市
		姫路市　朝来市　宍粟市
	多可	多可町
	神崎	神河町
	美方	新温泉町
奈良県		五條市　宇陀市（旧宇陀郡室生村の区域に限る。）
	宇陀	曽爾村
	吉野	下市町　黒滝村
和歌山県		橋本市　田辺市（旧田辺市、日高郡龍神村及び東牟婁郡本宮町の区域に限る。）
島根県	有田	有田川町
	日高	みなべ町
	邑智	雲南市（旧飯石郡三刀屋町及び吉田村の区域に限る。）
		川本町　美郷町　邑南町（旧邑智郡羽須美村の区域に限る。）
鳥取県	鹿足	津和野町
		美作市（旧英田郡東粟倉村及び美作町の区域に限る。）
岡山県	勝田	奈義町
広島県		呉市　竹原市　三次市（旧双三郡君田村の区域に限る。）　庄原市　東広島市　廿日市市
	豊田	大崎上島町
山口県		山口市　萩市　防府市　長門市
徳島県		美馬市（旧美馬郡脇町の区域に限る。）　三好市（旧三好郡東祖谷山村の区域に限る。）
	名西	神山町
愛媛県	上浮穴	久万高原町
	北宇和	鬼北町（旧北宇和郡広見町の区域に限る。）
福岡県		久留米市　飯塚市　田川市　大野城市
	筑紫	那珂川町
	糟屋	宇美町　篠栗町
	田川	福智町
佐賀県		佐賀市　嬉野市
	神埼	吉野ヶ里町
	三養基	みやき町
長崎県		対馬市（旧上県郡峰町の区域に限る。）
	北松浦	江迎町
熊本県		玉名市
大分県		日田市
宮崎県	宮崎	清武町
	東臼杵	美郷町

備考　この告示に掲げる地域は、平成二十一年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第四百四十七号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、平成二十一年に発生した林道についての災害に係る同条第一項の市町村を次のように告示する。

平成二十二年三月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		釧路市
岩手県	岩手	雫石町
秋田県		秋田市　由利本荘市（旧本荘市の区域に限る。）　北秋田市
	山本	三種町
福島県	南会津	南会津町
栃木県		日光市
新潟県		糸魚川市（旧西頸城郡青海町の区域に限る。）
石川県		輪島市　白山市
	鳳珠	穴水町　能登町
長野県	北安曇	白馬村
岐阜県		恵那市（旧恵那市の区域に限る。）
	加茂	七宗町
静岡県		静岡市　浜松市　掛川市　藤枝市
三重県		津市（旧安芸郡芸濃町、一志郡白山町及び美杉村の区域に限る。）
	多気	大台町
京都府		京丹後市
	与謝	伊根町
兵庫県		養父市
和歌山県		田辺市（旧西牟婁郡中辺路町の区域に限る。）
島根県		江津市　雲南市（旧大原郡大東町及び木次町の区域に限る。）
	隠岐	隠岐の島町
徳島県		吉野川市　阿波市　美馬市（旧美馬郡穴吹町及び木屋平村の区域に限る。）　三好市（旧三好郡山城町の区域に限る。）
	勝浦	上勝町
	那賀	那賀町（旧那賀郡相生町及び木頭村の区域に限る。）
	喜多	内子町
愛媛県	北宇和	鬼北町（旧北宇和郡日吉村の区域に限る。）
	安芸	馬路村
高知県	吾川	仁淀川町（旧高岡郡仁淀村の区域に限る。）
	高岡	檮原町
福岡県	田川	添田町
佐賀県		武雄市　小城市　神埼市
長崎県		長崎市　対馬市（旧下県郡美津島町の区域に限る。）
熊本県		八代市（旧八代郡坂本村及び泉村の区域に限る。）　山鹿市　上天草市　天草市
大分県		中津市　豊後大野市
鹿児島県	薩摩	さつま町

備考　この告示に掲げる市町村は、平成二十一年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第四百四十八号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十一年に発生した林道についての災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

平成二十二年三月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆